

特定非営利活動法人
全国小規模保育協議会

臨時総会議案書



ぜんこくしょうきぼほいくきょうぎかい
全国小規模保育
協議会

日時：2020年12月7日（月）

14：00～15：00

（場所：NPO法人フローレンス（東京都千代田区））

※本総会はオンラインにて開催します。

社員の皆様と当法人スタッフの感染リスクを避けるため、
社員の皆様は上記場所に来場されないよう、お願い申し上げます。
オンラインでの出席方法については別途ご案内します。

臨時總會次第

1. 開会
2. 議長選出・議事録署名人2名選出
3. 書記任命
4. 理事長挨拶
5. 議事審議

【第1号議案】 ミッションの変更案

【第2号議案】 定款の変更案

【第3号議案】 会員規約の変更案

6. 議長・書記の解任
7. 閉会

はじめに

機児童問題の解決策として小規模保育を実施している団体・法人が協働し、小規模保育の拡大、充実・発展をめざすため、わたしたち全国小規模保育協議会が互助会的組織として2012年に活動を開始してからはや8年。

2015年に子どもの保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みの一環として「子ども・子育て支援法」が施行され、国の認可事業として位置づけられたことをきっかけに全国に広がり、2019年4月時点で全国の小規模保育事業の認可件数は4,915件となりました。

昨今、保育を取り巻く状況は変化しています。待機児童数は昨年に続いて過去最小となり、遠くない将来、待機児童問題が解消する未来が見えてきました。少子高齢化による人口減少、共働き家庭の増加やテレワークなど働き方の多様化、医療的ケアを必要とするお子さんの増加や外国由来の子育て家庭の増加、AIやICTを活用した保育・子育て支援、そしてコロナの影響など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

このように子育てニーズやスタイルが複雑化、多様化していく中で、保育園はこれまでの保育園としての機能だけでなく、地域の子どもたち全員に対して関わっていく包括的な子育て支援施設としての機能、役割を拡充し、柔軟に変化させていく必要があると考えます。

そのため、全国小規模保育協議会は、今まで以上に全国の会員がつながり、実践事例やノウハウを共有しあい、保育にまつわる制度や新しい時代の保育のあり方についての議論を小規模保育事業者に閉じずに活発化させていく必要があると考えました。

事業形態にとらわらず、先進的な取り組みを行う周辺領域の事業者にも広く入会してもらうため、ミッションや会員種別、会費の見直しについても検討しております。

あたらしい保育の未来を共に描き前進していきましょう！

特定非営利活動法人 全国小規模保育協議会 理事長 駒崎弘樹

法人のビジョンとミッション

□ビジョン

子育てと仕事の両立が当然で、子どもが社会全体で幸福に育てられている日本社会

□ミッション

1. 日本において、良き小規模保育の広がりを牽引する
2. 全国の小規模保育の質を高め、課題に直面する親子に寄り添える小規模保育を実現する
3. 小規模保育に関わる人々が隔てなく繋がり、助けあうコミュニティを創造する
4. 現場から得た知識と洞察に基づき、課題を生み出す、人々の意識や制度を変えていく

【第1号議案】 ミッションの変更案

待機児童が終わりを迎える時代に備え、小規模保育だからできること、社会の中で保育園がどうあるべきかなど、新しい保育園の機能や役割を考え、定義、提案していく必要があります。今後、全国小規模保育協議会は、小規模保育以外の事業者にも門戸を広げ仲間になってもらい、今まで以上にネットワークを広げていきます。実践事例やノウハウを共有しあい、より広い視野で議論を行っていただける組織であるために、ミッションの一部変更を提案いたします。

変更前欄に掲げるミッションの下線を付した部分を、これに対応する変更後欄に掲げるミッションの下線を付した部分のように改めます。

変更（予定）：2021年4月1日

変更前	変更後
1. 日本において、 <u>良き小規模保育の広がり</u> を牽引する	1. 日本において、 <u>新しい保育の広がり</u> を牽引する
2. 全国の小規模保育の質を高め、課題に直面する親子に寄り添える小規模保育を実現する	2. 全国の小規模保育の質を高め、課題に直面する親子に寄り添える小規模保育を実現する
3. 小規模保育に関わる人々が隔てなく繋がり、助けあうコミュニティを創造する	3. 小規模保育に関わる人々が隔てなく繋がり、助けあうコミュニティを創造する
4. 現場から得た知識と洞察に基づき、課題を生み出す、人々の意識や制度を変えていく	4. 現場から得た知識と洞察に基づき、課題を生み出す、人々の意識や制度を変えていく

組織のあり方を具体化するために、第2号議案で定款、第3号議案で会員規約の変更を提案いたします。

【第2号議案】 定款の変更案

変更前欄に掲げる定款の下線を付した部分を、これに対応する変更後欄に掲げる定款の下線を付した部分のように改めます。なお、**定款変更認証申請等の手続のために、原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については理事長に一任することとします。**

変更（予定）：2021年4月1日

変更前	変更後
(事務所の所在地)	(事務所の所在地)

<p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市青葉区荏田西三丁目1番地19に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区神田神保町一丁目14番1号に置く。</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市青葉区に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区に置く。</p>
<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体</p> <p>(2) 準会員 正会員として入会する意思を明確にし準備段階にある個人及び団体</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体</p>	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 小規模認可保育園を運営し、この法人の目的に賛同し入会した団体及び個人</p> <p>(2) なかま法人会員 小規模認可保育園を運営していないが、この法人の目的に賛同し入会した団体</p> <p>(3) なかま個人会員 この法人の目的に賛同し入会した個人</p>
<p>(理事長、副理事長及び専務理事の職務)</p> <p>第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p>	<p>(理事長、副理事長及び専務理事の職務)</p> <p>第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 理事長に係る利益相反行為は、副理事長又は理事会で選任する他の理事が理事長の職務を代行する。</p>

【第3号議案】 会員規約の変更案

変更前欄に掲げる規約の下線を付した部分を、これに対応する変更後欄に掲げる規約の下線を付した部分のように改めます。

2021年1月から3月までに入会する会員の会費の取り扱いに関しては、附則に明記。

施行（予定）：2021年4月1日

変更前	変更後
<p>第2条（会員の種別）</p> <p>1 定款第6条の「種別」は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。</p> <p>（1）正会員：<u>小規模認可保育園を開設している個人及び団体</u></p> <p>（2）<u>準会員：小規模認可保育園を開設していないものの、開設を目指している個人及び団体</u></p> <p>（3）<u>賛助会員：小規模認可保育園を開設しておらず、かつ開設を目指していない個人及び団体</u></p> <p>2 前項第2号に定める<u>準会員は、小規模認可保育園の開設時に正会員に移行するものとする。</u></p>	<p>第2条（会員の種別）</p> <p>1 定款第6条の「種別」は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。</p> <p>（1）<u>法人正会員（正会員）：小規模認可保育園を運営し、この法人の目的に賛同し入会した、団体及び個人（個人事業主として小規模認可保育園を運営する個人をいう。）</u></p> <p>（2）<u>なかま法人会員：小規模認可保育園を運営していないが、この法人の目的に賛同し入会した団体</u></p> <p>（3）<u>なかま個人会員：この法人の目的に賛同し入会した個人</u></p> <p>2 前項第2号に定める<u>なかま法人会員は、小規模認可保育園を開設した場合には次条の定めに従い正会員に移行するものとする。</u></p>
<p>第3条（会員の入会）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定に基づいて<u>準会員が正会員に移行した場合には、当該会員は、当法人所定の申込みフォーム（正会員用）に必要事項を入力するとともに、第4条に定める正会員と準会員の会費の差額を当法人所定の口座に入金するものとする。</u></p> <p>5～9 略</p>	<p>第3条（会員の入会）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定に基づいて<u>なかま法人会員が正会員に移行する場合には、当該会員は、当法人所定の申込みフォーム（正会員用）に必要事項を入力するとともに、第4条に定める正会員となかま法人会員の会費の差額を当法人所定の口座に入金するものとし、当該手続の履践が全て完了した日をもって正会員に移行するものとする。</u></p> <p>5～9 略</p>

<p>第4条（会員の会費）</p> <p>1 定款第9条の「会費」は、第2条に定める会員の種別に応じ、次の各号に定める金額とする。</p> <p>（1）正会員：年額 1口3万円（1口以上）</p> <p>運営する小規模認可保育園が複数の場合は、以下の金額を原則とする。</p> <p>ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。</p> <p><u>①2園：2口6万円</u></p> <p><u>②3園：3口9万円</u></p> <p><u>③4園以上：4口12万円</u></p> <p><u>（2）準会員：年額 1口1万円（1口以上）</u></p> <p><u>（3）賛助会員：年額 1口5千円（1口以上）</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>第4条（会員の会費）</p> <p>1 定款第9条の「会費」は、第2条に定める会員の種別に応じ、次の各号に定める金額とする。</p> <p>（1）正会員：年額 1口3万円（1口以上）</p> <p>運営する小規模認可保育園が複数の場合は、以下の金額を原則とする。</p> <p>ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。</p> <p><u>2園以上：2口6万円</u></p> <p><u>（2）なかま法人会員：年額 1口1万円（1口以上）</u></p> <p><u>（3）なかま個人会員：年額 1口5千円（1口以上）</u></p> <p>2～4 略</p>
	<p>附則</p> <p><u>1 本規則は、令和2年（2020年）12月7日開催の当法人の社員総会で決議された定款第6条の変更について、所轄庁の定款変更認証がなされることを条件として、令和3年（2021年）4月1日（所轄庁の定款変更認証が同日以降となった場合には定款変更認証がなされた日。以下本附則において「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 本規則第3条第2項第1号、第4条第1項第2号及び第3号、並びに前項の規定に関わらず、令和3年（2021年）1月1日から施行日の前日までの間に当法人の準会員又は賛助会員として入会を申し込む者の令和3年度（2021年度）の会費については、次の各号に定める金額とする。</u></p> <p><u>（1）準会員（個人）：年額 1口5千円（1口以上）</u></p>

	<p><u>準会員（団体）：年額 1口1万円 （1口以上）</u></p> <p><u>（2） 賛助会員（個人）：年額 1口5千 円（1口以上）</u></p> <p><u>賛助会員（団体）：年額 1口1万円 （1口以上）</u></p> <p><u>3 施行日の前日時点における当法人の準会 員及び賛助会員は、以下の区分に従ってその 会員種別が自動的に変更されるものとする。</u></p> <p><u>（1） 準会員（個人）：なかま個人会員</u></p> <p><u>準会員（団体）：なかま法人会員</u></p> <p><u>（2） 賛助会員（個人）：なかま個人会員</u></p> <p><u>賛助会員（団体）：なかま法人会員</u></p>
--	--

以上